

# 高松市地域活性化起業人 募集要項

高松市役所の業務に従事する企業人材を募集します！

人口減少が進行し、全国的に、交流人口・関係人口の拡大や移住の促進、企業誘致などの取組が進められる中、香川県高松市では、令和6年度から独自の東京事務所を設置し、東京圏の民間企業等と活発に交流を行いながら、シティプロモーションの取組を展開することとしています。

そのため、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用して、本市の取組に賛同し、協力いただける民間企業の人材を募集します。

**応募受付期間** 令和6年3月15日（金）まで

## 1 事業概要

本市と三大都市圏内に所在する企業との間で、社員の派遣に関する協定を締結した上で、当該企業の社員を派遣していただきます。

派遣された社員は、本市においてそのノウハウや知見をいかし、次の業務に従事していただきます。

※三大都市圏 埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県

## 2 業務内容（予定）

シティプロモーションの推進

- ・高松市のシティプロモーションの仕組みづくり
- ・SNSを活用した情報発信や映像コンテンツの作成等
- ・東京で活躍し、高松を応援してくれる多様な業界の人材（香川県出身者等）との人脈形成
- ・高松市の各課が東京圏で取り組む業務の支援（観光振興、MICE・ロケ等の誘致、特産品PR、移住促進、企業誘致等）

## 3 勤務地

高松市内（高松市役所本庁）

- ・月に数回程度、東京事務所に出張することがあります。
- ・東京事務所は、千代田区に設置予定

## 4 募集定員

1人

## 5 応募要件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

- (1) 三大都市圏内に本社機能を有する企業等（地方の支店を含む）に2年以上勤務している方

※高松市内に所在する支店等に勤務する方を派遣することはできません。

- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 6 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣です。

※給与等の支給、社会保険、雇用保険、休暇等は派遣元企業の規定によります。

## 7 受入開始時期

令和6年4月以降

## 8 受入期間

1年以上3年以内（各年度の予算成立が前提となります。）

## 9 勤務時間等（以下を基本とし、詳細は協議により決定します。）

- (1) 勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（週5日）

休憩1時間を含みます。

- (2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで

## 10 費用負担

社員の派遣に要する費用として、市が派遣元企業に対し、年額560万円を限度として負担します。

※派遣開始が年度途中の場合は、月割りにより計算します（千円未満の端数切捨）。

※地域活性化起業人の業務上必要な移動に係る出張旅費は、市の規定に基づき、本市が負担します。

## 11 申込み

応募は、申込書（別添1）、会社の概要が分かる書類（任意様式）、派遣社員の職務経歴書（任意様式）をメールで提出してください。

## **12 応募後の流れ**

- (1) 応募締切り後、派遣元企業の御担当者、派遣予定社員とオンライン面談を実施し、選考します（別途日程調整）。
- (2) 選考後、派遣元企業と受入条件や費用負担等について協議を行い、協議内容に基づき協定書を作成し、協定を締結します。
- (3) 協定に基づき、派遣（受入れ）を開始します。

## **13 留意事項**

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによります。

## **14 提出先及び問合せ先**

高松市 市民政策局政策課 森、千馬

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2135 E-mail:seisaku@city.takamatsu.lg.jp